

生駒市訓令甲第10号

生駒市職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月16日

生駒市長 山下 真

生駒市職員表彰規程の一部を改正する訓令

生駒市職員表彰規程（昭和61年10月生駒市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、技術」を「又は技術」に、「又は改善等」を「、改善等」に改める。

第3条中「表彰」を「業績表彰」に改め、同条に次の1項を加える。

2 永年勤続表彰は、表彰状を授与して行う。

第5条の見出し中「又は具申」を削り、同条中「認める者」を「認めるもの」に改める。

第6条第2号中「職務の内外」を「公務の内外」に、「生駒市職員」を「職員」に改める。

第11条第2項中「表彰状及び副賞は、条例第11条に定める順位に従い、その者の遺族に交付する」を「その者の遺族に対して第3条の規定による授与を行うものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の遺族は、条例第2条の2（第3項を除く。）の規定により決定するものとする。この場合において、該当する遺族が2人以上あるときは、市長が決定する。

第12条第2項を次のように改める。

2 第4条から第6条まで及び前条の規定は、前項の規定による感謝状及び記念品の授与について準用する。

附 則

この訓令は、平成21年10月16日から施行する。